

地方独立行政法人大阪市立工業研究所研究業務実施規程

制定 平成20年4月1日 規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における研究業務に関し必要な事項を定めることにより、適切な研究の実施を図るとともに、大阪地域における産業の発展に役立つ研究成果をあげることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における研究区分にかかる用語の定義は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) シーズ開発研究 将来における産業分野の技術シーズ創出を目的に行う基盤研究
- (2) 実用化研究 将来的に企業で実用に供されることを目的に研究所主導で行う研究
- (3) プロジェクト研究 新産業の創出を促す技術革新に繋がる重点分野を対象に行う研究
- (4) 科研費研究 文部科学省が所管する科学研究費補助金を活用して行う研究
- (5) 産学官連携研究 研究所の技術シーズと大学等の先端的知見を活用して研究開発に意欲のある企業と連携して行う研究

(適用)

第3条 この規程は、別に定める受託研究並びに共同研究以外のすべての研究に適用する。

(研究ニーズの把握)

第4条 研究員は、研究所として実施すべき研究について、行政機関、業界団体及び企業の研究に関するニーズの把握に努めるものとする。

(研究実施の提案)

第5条 第2条に定める研究を実施しようとする研究員は、理事長の指示する期間内に担当研究部長あてに研究提案書を提出するものとする。

- 2 研究部長は、研究員から提出のあった研究提案書について審査を行い適切と判断したものについて、理事長あてに提出するものとする。

(研究の指令)

第6条 理事長は、研究部長から提出された研究提案書が第1条の目的に沿うものであると認めた研究について、研究の指令を行うものとする。

(研究報告)

第7条 研究員は、年度末までに研究報告を担当研究部長あてに行うものとする。

- 2 担当研究部長は、研究員から提出された研究報告を総括したうえで理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、研究実施期間内において特に当該研究の進捗状況を把握する必要があると認める場合には、当該担当研究部長に対してその報告を求めることがある。

(研究の管理)

第8条 研究部長は、研究が適切かつ効率的に推進されるよう研究員に対して助言又は指導に努めるものとする。

(研究計画の変更又は中止)

第9条 理事長は、研究部長の報告に基づき研究進捗が思わしくないと認めるとき、又はその他の事由により、当該研究計画の変更又は中止が適当であると認める場合は、当該研究部長に対して、研究計画の変更又は中止を命ずることができる。

(研究結果の発表)

第10条 研究者は、第1条の研究目的を達成するために、自己の研究成果を積極的に発表するも

のとする。ただし、研究成果を発表することが、特許の申請又は共同研究者の利益を損なうおそれがあるときは、この限りではない。

(研究成果の活用・普及)

第11条 研究者は、第1条の研究目的を達成するために、当該研究成果の普及及び技術移転に努めなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定められたもののほか、研究業務の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。